

新たな地方創生関連交付金の創設について（第2世代交付金）

- ・令和6年10月1日に石破内閣が発足し、「地方こそ成長の主役」との発想に基づき「地方創生2.0」が起動されました。
- ・地域再生制度による国の支援制度として、自由度の高い事業を行うことができる地方創生交付金として「新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)」が創設されました。
- ・これにより、地方創生交付金は「デジタル田園都市国家構想交付金(デジ田交付金)」から第2世代交付金に移行することとなります。

地域再生制度

地方公共団体が作成する地域再生計画を内閣総理大臣が認定し、認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援する制度

【主な支援措置メニュー】

- ・**地方創生関連交付金**
- ・企業版ふるさと納税制度 など

現在活用している地方創生関連交付金 「デジタル田園都市国家構想交付金」

デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する観点から「デジタル田園都市国家構想交付金」が創設されました。
※R6年度中の申請事業計画で終了

デジタル田園都市国家構想交付金

デジタル
実装タイプ

地方創生
推進タイプ

地方創生
拠点整備タイプ

「第2世代交付金」創設にともない、R6までにデジタル田園都市国家構想交付金制度で認定されている事業計画は、計画期間終了まで旧制度の活用が可能

■R6までに認定されている地域再生計画(R8年度まで)

- ①関係人口と共にデザインする全世代活躍の持続可能な伊賀市づくりプロジェクト【地域創生課】
- ②「不易流行」と「旅・往包摂」の観光まちづくり事業【観光戦略課】
- ③自然豊かで魅力溢れ、歴史彩る秘蔵の国「いが」の環境保全計画【下水道課】

新しい地方経済・生活環境創生交付金

第2世代 交付金

新たに地方公共団体が自由度の高い事業を行うことができる交付金を創設し、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づき、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを、計画から実施まで強力に後押しする。

- ソフト+ハードや分野間連携の事業を一体的に支援するとともに、国による伴走支援を強化
- 事業の検討・実施・検証の各段階において、地域の多様な主体が参画する仕組みの構築

最先端技術教育の拠点整備・実施
(ソフト・ハードの一体的支援)



農産物直売所・多世代
交流施設の一体的な整備
(分野横断的な支援)



地域の多様な主体が参画する
仕組みの構築



国の伴走支援の強化



デジタル実装型

デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援



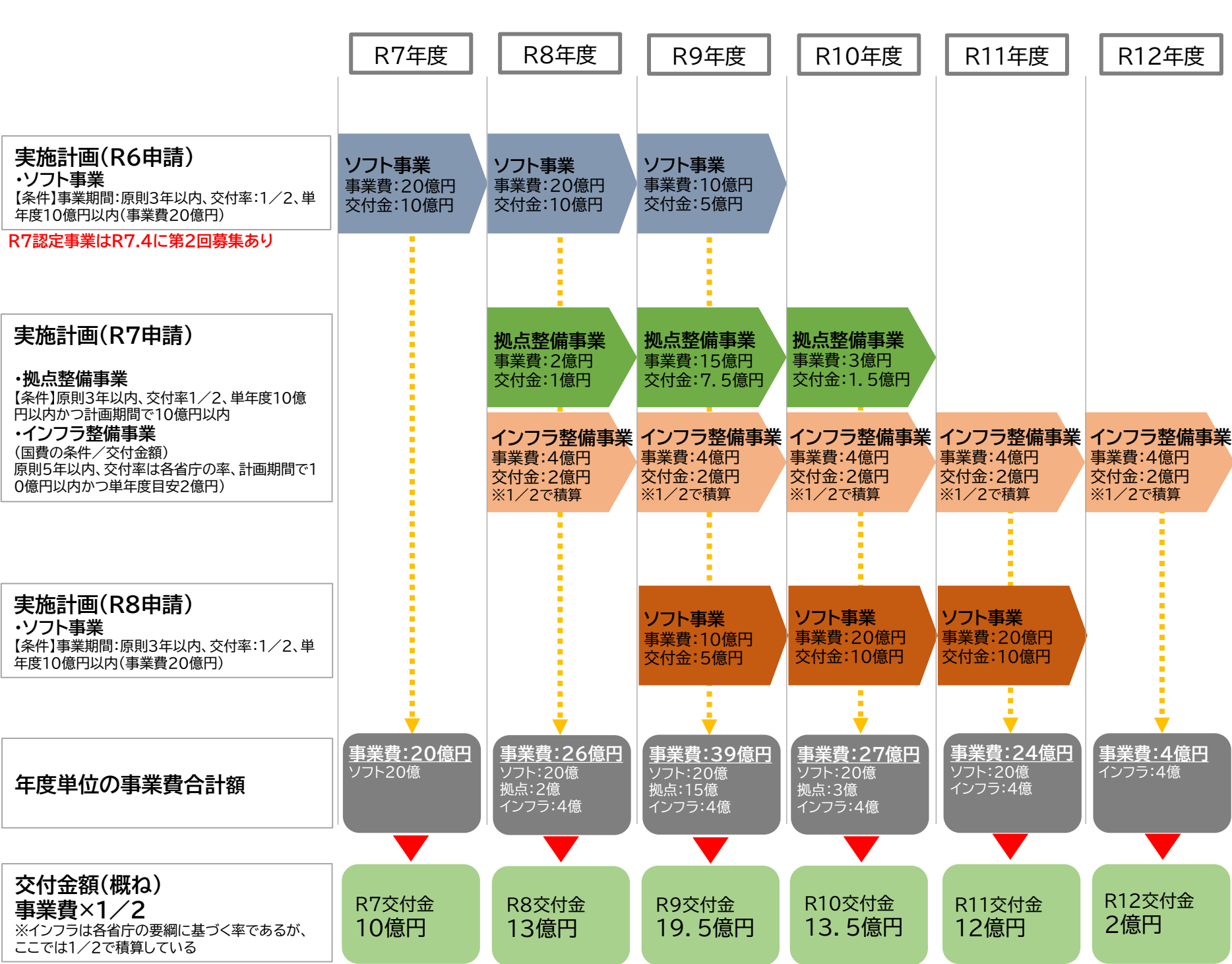
地域防災緊急整備型

地域産業構造転換インフラ整備推進型

主な変更点

変更点	内容
地域再生計画の見直し	実施計画ごとに作成していた地域再生計画を、自治体で1つの「包括的な地域再生計画」を作成し認定を受けるしくみに変更された。
事業採択基準	審査項目として「地域の多様な主体の参画」が追加され、地域の多様な主体(産官学金労言など)がどのような役割により関与しているか、各主体の意見をどのように改善方策に反映させたかを記載する必要がある。(伊賀市:自治体+2者以上が必要)
交付金上限額	交付金上限額の設定が、これまでの個別事業単位からソフト、拠点整備、インフラ整備単位に変更された。

第2世代交付金の交付上限額の考え方（各事業の概ね上限額を基に積算した交付金活用イメージ）



<ポイント>

- 交付金の考え方(国費の条件)
 - ・ソフト事業【3年以内】
→単年度10億円
(事業費20億円×1／2)
 - ・拠点整備事業【3年以内】
→単年度10億円、計画期間で10億円
(事業費20億円×1／2)
 - ・インフラ整備事業【5年以内】
→単年度2億円、計画期間で10億円
(事業費×各省庁の率)
- ソフト事業：観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組など
- 拠点整備事業：観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備など
- インフラ整備事業：ソフト事業又は拠点整備事業と組み合わせて実施するインフラの整備 ※諸条件あり
- 対象事業分野
 - ・農林水産(しごと創生)
 - ・観光振興(しごと創生)
 - ・ローカルイノベーション(しごと創生)
 - ・地方への人の流れ
 - ・働き方改革
 - ・まちづくり
- 重点テーマ(優先採択の対象)
 - ・地方経済
 - ・生活環境
 - ・若者・女性にも選ばれる地方

R7年度の申請×切
・第1回募集 R7.1.31
(R7.1.22庁内案内済)
※4月頃に事務連絡発出、8月頃に交付決定される第2回募集が予定されている。

※事業費には、R6年度までに旧制度(デジタル田園都市国家構想交付金)で認定されている計画分は除かれます。

地方創生2.0の「基本的な考え方」概要

令和6年12月24日
新しい地方経済・生活環境創生本部決定

「地方創生」を10年前に開始して以降、「まち・ひと・しごと創生法」の制定、政府関係機関の地方移転や地方創生の交付金などにより、全国各地で地方創生の取組が行われ、様々な好事例が生まれたことは大きな成果である。一方、こうした好事例が次々に「普遍化」することはなく、人口減少や、東京圏への一極集中の流れを変えるまでには至らなかった。

好事例の普遍化は、なぜ進まなかったのか。自治体は、国－都道府県－市区町村という「縦」のつながりのみならず、他の町といった「横」の関係をあらためて意識することが必要ではないか。各地域において、学生などの若者も含めて、「産官学金労言」の関係者が、「女性や若者にも選ばれる地域」となるため、自ら考え、行動を起こすことが必要ではないか。その際、RESASなどを活用した客観的なデータの分析も重要ではないか。

明治維新の中央集権国家体制において、「富国強兵」のスローガンの下で「強い国」が目指され、戦後、敗戦からの復興や高度経済成長期の下で「豊かな国」が目指された。こうした中、特に東京が首都となって以降、効率的に資源を集積するかたちで、東京圏への一極集中が進んできた。世界に大都市圏が多くある中で、極端に一極集中の国は日本と韓国のみであるとも言われている。

一方、国民の持つ価値観が多様化する中で、多様な地域・コミュニティの存在こそが、国民の多様な幸せを実現する。そのため、一人ひとりが自分の夢を目指し、「楽しい(※)」と思える地方を、民の力を活かして、官民が連携して作り出していく必要がある。「都市」対「地方」という二項対立ではなく、都市に住む人も、地方に住む人も、相互につながり、高め合うことで、すべての人に安心と安全を保障し、希望と幸せを実感する社会を実現する。

地方創生2.0の「基本的な考え方」概要

今後、人口減少のペースが緩まるとしても、当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていく。このため、

- 一極集中をさらに進めるような政策の見直し、
- 持てるポテンシャルがまだまだ眠っているそれぞれの地域の経済・社会、これらを支える人材の力を最大限に引き出す政策の強化、
- 若者や女性にも選ばれる職場や暮らしを実現する政策の強化、
- 都市と地方の新たな結びつき・人の往来を円滑化する政策の強化

などに取り組む。

こうした「地方創生2.0」の目指す先をこの「基本的な考え方」で確認し、「地方創生2.0」を起動させる。

(※) 2025年大阪・関西万博の開催を迎える中、1970年大阪万博に参画された堺屋太一氏の最後の著書「三度目の日本 幕末、敗戦、平成を越えて (祥伝社新書)」を参考としている。

地方創生2.0の「基本的な考え方」概要

◆地方創生2.0起動の必要性

- 我が国の成長力を維持していくためには、都市も地方も、楽しく、安心・安全に暮らせる持続可能な社会を創っていく必要。
- 特に、人口減少が続く地方を守り、若者・女性にも選ばれる地方(=楽しい地方)、高齢者も含め誰もが安心して住み続けられる地方の構築は待ったなし。
- 地方創生2.0は、単なる地方の活性化策ではなく、日本の活力を取り戻す経済政策であり、多様性の時代の多様な幸せを実現するための社会政策であり、我がまちの良さ、楽しさを発見していく営み。
- それぞれの地域の「楽しい」取組が広がっていくよう、次の10年を見据えた地方創生2.0を今こそ起動し、この国の在り方、文化、教育、社会を変革する大きな流れをつくり出す。

◆これまでの取組の反省

- 若者・女性からみて「いい仕事」、「魅力的な職場」、「人生を過ごす上での心地よさ、楽しさ」が地方に足りないなど問題の根源に有効にリーチできていなかったのではないかなど
- 人口減少がもたらす影響・課題に対する認識が十分に浸透しなかったのではないかなど
- 人口減少を前提とした、地域の担い手の育成・確保や労働生産性の向上、生活基盤の確保などへの対応が不十分だったのではないかなど
- 産官学金労言の「意見を聞く」とどまり、「議論」に至らず、好事例が普遍化されないなど、地方自らが主体的に考え行動する姿勢や、ステークホルダーが一体となった取組、国の制度面での後押しが不十分だったのではないかなど

◆地方創生をめぐる情勢の変化

●地方にとって厳しさを増す変化

- ・ 人口減少と出生数・出生率の低下が想定を超えるペースで進み、高齢化が進むことで、特に地方では労働供給制約、人手不足が進行。
- ・ 地域間・男女間の賃金格差や、様々な場面にあるアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）などにより、若者・女性の地方離れが進行。
- ・ 買物、医療・福祉、交通、教育など日常生活に不可欠なサービスの維持が困難な地域が顕在化、深刻化 など

●地方にとって追い風となる変化

- ・ インバウンドの増加、特に、地方特有の食や景観・自然、文化・芸術、スポーツなどを評価して地方を訪れ、産品・サービスを求める外国人の増加
- ・ リモートワークの普及、NFTを含むWeb3.0などデジタル技術の急速な進化・発展 など

地方創生2.0の「基本的な考え方」概要

◆地方創生2.0を検討していく方向性（1.0との違い）

（基本姿勢）

- 当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていく。
- そのために、「人を大事にする地域」、「楽しく働き、楽しく暮らせる地域」を創る。人手不足が顕著となり、人材や労働力が希少となるがゆえに、教育・人づくりにより人生の選択肢・可能性を最大限引き出すとともに、その選択肢を拡大していく。
- 災害に対して地方を取り残さないよう、都市に加えて、「地方を守る」。そのための事前防災、危機管理に万全を期す。

（社会）

- 「若者・女性にも選ばれる地方（＝楽しい地方）」をつくることを主眼とする。
- 賃金の上昇、働き方改革による労働生産性の向上、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消など魅力ある働き方・職場づくりを官民連携で進める。
- 児童・生徒や学生が、地方創生の観点から我が町の魅力を再発見し、将来を考え、行動できる能力を重視する教育・人づくりを行う。
- 年齢を問わず誰もが安心して暮らすことを可能とする、医療・福祉等の生活関連サービス、コミュニティの機能を維持する。

（経済）

- 文化・芸術・スポーツなどこれまで十分には活かされてこなかった地域資源を最大限活用した高付加価値型の産業・事業を創出する。
- これまで本格的に取り組んで来なかったDX・GXなどの戦略分野での内外からの大規模投資や、域外からの需要の取り込みを進め、地域の総生産を上昇させる。
- 観光等の地域に密着した産業やサービスを支える教育・人づくりを進める。

（基盤）

- GX・DXインフラの整備を進め、NFTを含むWeb3.0など急速に進化するデジタル・新技術を最大限活用する。
- 地方と都市の間で、また地域の内外で人材をシェアし、人・モノ・技術の交流、分野を超えた連携・協働の流れを創る。

（手法・進め方）

- 政策の遂行においては、適切な定量的KPIを設定し、定期的な進捗の検証と改善策を講ずる。

地方創生2.0の「基本的な考え方」概要

◆地方創生2.0の基本構想の5本柱 ※考えられる各省の施策項目を列举。基本構想に向けて具体化

○以下の5本柱に沿った政策体系を検討し、来年夏に、今後10年間集中的に取り組む基本構想を取りまとめる

①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

- 魅力ある働き方、職場づくり、人づくりを起点とした社会の変革により、楽しく働き、楽しく暮らせる場所として、「若者・女性にも選ばれる地方（＝楽しい地方）」をつくる
- 年齢を問わず誰もが安心して暮らせるよう、地域のコミュニティ、日常生活に不可欠なサービスを維持
- 災害から地方を守るための事前防災、危機管理

②東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散

- 分散型国づくりの観点から、企業や大学の地方分散や政府機関等の移転などに取り組む
- 地方への移住や企業移転、関係人口の増加など人の流れを創り、過度な東京一極集中の弊害を是正

③付加価値創出型の新しい地方経済の創生

- 農林水産業や観光産業を高付加価値化し、自然や文化・芸術など地域資源を最大活用した高付加価値型の産業・事業を創出
- 内外から地方への投融資促進
- 地方起点で成長し、ヒト・モノ・金・情報の流れをつくるエコシステムを形成

④デジタル・新技術の徹底活用

- ブロックチェーン、DX・GXの面的展開などデジタル・新技術を活用した付加価値創出など地方経済の活性化、オンライン診療、オンデマンド交通、ドローン配送や「情報格差ゼロ」の地方の創出など、地方におけるデジタルライフラインやサイバーセキュリティを含むデジタル基盤の構築を支援し、生活環境の改善につなげる
- デジタル技術の活用や地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進める

⑤「産官学金労言」の連携など、国民的な機運の向上

- 地域で知恵を出し合い、地域自らが考え、行動を起こすための合意形成に努める取組を進める
- 地方と都市の間で、また地域の内外で人材をシェアする流れをつくる

◆基本構想の策定に向けた国民的な議論の喚起

- 地方の現場をできるだけ訪問・視察し、意見交換を幅広く重ね、地方の意見を直接くみ取り、今後の施策に活かす
- 有識者会議でテーマごとに地方の現場で地方創生に取り組む関係者のヒアリングや現地視察を行い意見を直接くみ取る

第 2 世代交付金の制度概要について



第2世代交付金における制度の概要①-1

(1) ソフト事業とハード事業の申請の一本化

- ソフト事業（旧地方創生推進タイプ（先駆型、横展開型、Society5.0型））、ハード事業（旧地方創生拠点整備タイプ、インフラ整備事業※）の**実施計画の申請様式を一本化**。
- 国への実施計画の**提出先を一本化**。

従来

- 各タイプごとに実施計画を作成
- 各タイプごとに国の担当窓口へ実施計画を提出

地方公共団体

①地方創生推進タイプ ②地方創生拠点整備タイプ ③地方創生整備推進交付金



提出



提出



提出

国

今後

- ソフト事業、拠点整備事業、インフラ整備事業※の実施計画様式を一本化
- 国への実施計画の提出先を一本化

地方公共団体

第2世代交付金
(ソフト事業、拠点整備事業、インフラ整備事業※)



提出

国

※ 従来の地方創生整備推進交付金の対象に限らず、幅広いインフラ整備を対象とする。なお、従来の地方創生整備推進交付金については、経過措置として、令和6年度までに認定された地域再生計画に基づく事業の申請を検討している自治体は、旧様式での申請を受け付ける。

第2世代交付金における制度の概要①-2

経費の計上区分について

- ソフト事業、ハード事業（拠点整備事業及びインフラ整備事業）の**実施計画の申請様式を一本化することについて、経費の計上区分を以下のとおりとする。**

地方創生推進タイプ

- 事業推進主体組成経費事業構想・計画立案経費
- 外部人材招聘経費、その他人材確保等関係経費
- 試作・実証経費
- 広報・PR経費、プロモーション経費
- 市場調査経費
- 既存施設改修等の事業拠点整備経費
- 事業設備・備品経費

地方創生拠点整備タイプ

- 建築物の新築、増築、模様替え、改築
- 建築物と不可分となっている機能を有する設備
※ 建築物の整備費を超えない範囲で計上可能
- 設備整備、用地造成、外構工事、既存施設の除却・解体等
※ 1 効果促進事業（ハード事業）として、交付対象事業費の2割以内（デジタルを含む場合は3割以内）の範囲で計上可能
※ 2 地方創生への高い効果が期待できる設備整備・用地造成については、各年度において1団体1事業に限り、経費の割合を問わず計上可能
- 整備対象施設に関連するソフト事業
- 地方債の対象とならない備品経費
※ 効果促進事業（ソフト事業）として、効果促進事業（ハード事業）と合わせて、交付対象事業費の2割以内（デジタルを含む場合は3割以内）の範囲で計上可能

地方創生整備推進交付金

- 道・污水处理施設・港の整備事業

第2世代交付金

【ソフト事業】

- 事業推進主体組成経費事業構想・計画立案経費 等
- 外部人材招聘経費、その他人材確保等関係経費 等
- 試作・実証経費 等
- 広報・PR経費、プロモーション経費 等
- 市場調査経費 等
- ソフト事業に関連する施設整備、事業設備・備品経費 等
※ 事業期間中のソフト事業経費の5割以内で計上可能

【拠点整備事業】

- 建築物の新築、増築、模様替え、改築
- 建築物と不可分となっている機能を有する設備
- 設備整備・備品、用地造成、外構工事、既存施設の除却・解体等
※ 地方債の対象とならない備品については、事業期間中の拠点整備事業経費の2割以内で計上可能
- 整備対象施設に関連するソフト事業

【インフラ整備事業】

- 従来の地方創生整備推進交付金の対象に限らず、幅広いインフラ整備を対象とする。

第2世代交付金における制度の概要②-1

(2) 申請様式及び採択基準の見直し

- 申請様式の一部記載欄を集約化、「地域の多様な主体の参画」に係る項目を追加する。
- これまでの各評価項目ごとの段階評価を廃止し、事業目的、事業概要、自立性等を勘案して総合的に審査する。

従来

記載項目 (地方創生推進タイプ：S～Dで評価、地方創生拠点整備タイプ：A～Dで評価)						
目指す将来像・課題・交付対象の事業概要	KPI	自立性	デジタル社会の形成への寄与	官民協働	地域間連携	政策・施策間連携



記載項目の集約化・「地域の多様な主体の参画」に係る項目追加

今後

記載項目 (総合的な審査)			
目指す将来像・課題・交付対象の事業概要	KPI	自立性	地域の多様な主体の参画 (6ページ参照)

※ デジタルの活用は義務ではなく、地方創生のための効率化・課題解決の手法の1つとする。

第2世代交付金における制度の概要②-2

採択の優先順位について

- 採択見込額を超える申請があった場合、**取組内容等に応じて採択の優先順位を付ける。**

対象事業	
高 優先順位 低	① ➤ 重点テーマに該当する事業 ・「地方経済」、「生活環境」、「若者・女性にも選ばれる地方」 ⇒ 重点テーマに該当するかについては、外部有識者審査を実施
	➤ 複数の地方公共団体が連携して申請する事業 (定住自立圏や連携中枢都市圏に基づく地域間連携を行う事業を含む) ➤ ソフト事業、拠点整備事業、インフラ整備事業のうち複数の種類の事業を組み合わせる行う事業 ➤ 他の国庫補助金等の関連する他政策・施策との戦略的な連携を図る事業 ② ➤ SDG s 未来都市計画に基づく事業 ➤ 弾力措置の対象となる事業 ➤ 特区制度に係る制度・規制改革を活用した、又は活用しようとする事業 ➤ 地域再生法に基づく支援措置との連携を図る事業やPFI法に基づく事業 ➤ スタートアップ支援に係る事業
	③ ➤ 上記以外の事業

※①の重点テーマに該当する事業のうち、②の内容にも該当する事業は、より優先して採択する。

第2世代交付金における制度の概要②-3

「地域の多様な主体の参画」について

- 地域の多様な主体（産官学金労言など※）が連携し、それぞれの知恵と情熱を活かして地域の可能性を引き出すことを後押し。
- 地方創生の取組みについて、**現場の声・ニーズに基づく、真に効果のある事業の実現を図るため、産官学金労言の議論など地域の多様な主体の参画を促す。**

※ 産：産業界、官：地方公共団体や国の関係機関、学：大学等の教育機関、金：金融機関、労：労働団体、言：報道機関

<参画>

- より多くの主体が参画することが望ましいが、**少なくとも都道府県・中枢中核都市は「自治体+3者※」、その他の市区町村は「自治体+2者※」が事業ごとに参画**

※ 異なる区分の3者又は2者が参画することが必要

- 各地方公共団体における既存の枠組みを活用することも可能

<役割>

- 各交付金事業の実質的な検討への参加
- 各交付金事業のフォローアップ（PDCAサイクルへの参加）
⇒ 産官学金労言などの参画による事業の進捗状況・効果測定を実施

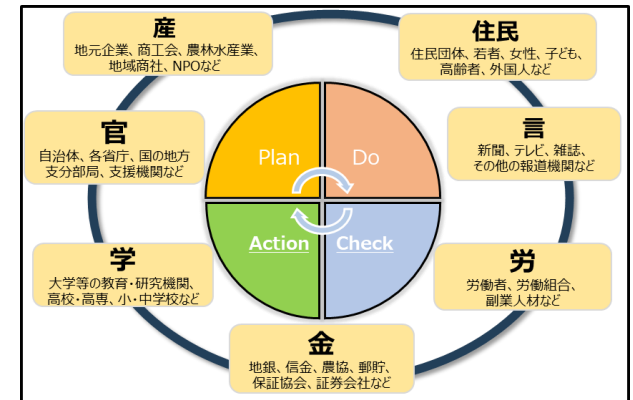
【実施計画への記載事項】

- 産官学金労言などの「**主な役割、意見及び改善方策への反映**」

参画する産官学金労言などの主体名、どのような役割により関与しているのか、各主体の意見、各主体の意見をどのように改善方策に反映させたのかを記載

【その他】

交付金事業に係る**効果検証及び評価結果・改善方策の公表を義務化**



区分	主体名	主な役割、意見及び改善方策への反映
産		
官		
学		
金		
労		
言		
住民全般		

※ 交付金事業の初年度が終了した時点で、地域の多様な主体の参画による効果検証及び改善方策への反映を行うことを前提として、本募集回においては、今後、地域の多様な主体がどのように参画し、PDCAサイクルを運用していくのかを記載することも可能とする。

第2世代交付金における制度の概要③

(3) 交付上限額及び補助率

- 事業ごとに定めていた交付上限額について、**自治体ごとの交付上限額（ソフト・拠点整備・インフラ整備別）を設定。**

従来（推進タイプは事業ごと、拠点整備タイプは自治体ごとの交付上限額）

	類型	交付上限額			補助率
		都道府県	中枢中核都市	市区町村	
地方創生推進タイプ [°]	先駆型	国費3.0億円	国費2.5億円	国費 2 億円	1/2
	横展開型	国費1.0億円	国費0.85億円	国費0.7億円	
	Society5.0型	国費3.0億円			
地方創生拠点整備タイプ ^(※)	—	国費15億円	国費10億円	国費 5 億円	
地方創生整備推進交付金	—	案件に応じて設定			1/2等 ※各省庁の交付要綱に従う

※事業計画期間中における交付上限額の目安



今後（第2世代交付金（ソフト事業・拠点整備事業・インフラ整備事業）の新規事業及び継続・変更事業の合計）

	類型	交付上限額			補助率
		都道府県	中枢中核都市	市区町村	
第2世代交付金	ソフト事業	・1団体当たり国費15億円/年度	・1団体当たり国費15億円/年度	・1団体当たり国費10億円/年度	1/2
	拠点整備事業	・1団体当たり国費15億円/年度 ・1事業当たり国費15億円	・1団体当たり国費15億円/年度 ・1事業当たり国費15億円	・1団体当たり国費10億円/年度 ・1事業当たり国費10億円	1/2
	インフラ整備事業	・1団体当たり事業計画期間中の総国費 50億円 (単年度目安10億円)	・1団体当たり事業計画期間中の総国費 20億円 (単年度目安4億円)	・1団体当たり事業計画期間中の総国費 10億円 (単年度目安2億円)	1/2等 ※各省庁の交付要綱に従う

※ 拠点整備事業及びインフラ整備事業の各交付上限額は目安とする。 ※ 事業計画期間については9ページ参照。

第2世代交付金における制度の概要④

(4) 自治体当たりの申請上限件数の引き上げ

- 自治体の規模に関わらず、**新規の申請上限件数を引き上げ**。

従来

	都道府県	中枢中核都市	市区町村
地方創生推進タイプ (当初予算分) ※ 1 (最大)	4 (7)	3 (6)	3 (5)
地方創生推進タイプ (補正予算分)	1	—	—
地方創生拠点整備タイプ (当初予算分) ※ 2	1		
地方創生拠点整備タイプ (補正予算分)	上限件数なし		
地方創生整備推進交付金	上限件数なし		

(※1) 以下の事業については、通常の申請上限件数を超える申請を可能とする。
(都道府県・中枢中核都市：3件まで、市区町村：2件まで)

【先駆的な取組】

- ・ **先駆型**で申請する事業は、通常の申請上限件数を1事業までを超える申請を認める。
- ・ **Society5.0型**で申請する事業は、通常の申請上限件数の枠外とする。など

【地域間連携を行う取組】

- ・ **広域連携事業**は、通常の申請上限件数を1事業までを超える申請を認める。など

【政策・施策間連携を行う取組】

- ・ **他の政策・施策と連携してデジ田交付金を活用する事業は、通常の申請上限件数の枠外とする（政策・施策ごとに要件を設定）。**

(※2) 2023～2027年度（デジ田総合戦略の期間）を通じて1事業（共同事業はカウントしない）

今後

- 自治体の規模に関わらず、**通常の申請上限件数※を10件**とする。
- **【地域間連携や政策・施策間連携を行う取組のうち一定の要件を満たすことにより弾力措置の対象とする取組】については、通常の申請上限件数の枠外として、2件の申請を可能**とする。

※ 申請上限件数は、実施計画（ソフト事業、拠点整備事業、インフラ整備事業を組み合わせ作成）の提出可能件数。

第2世代交付金における制度の概要⑤

(5) 事業計画期間

➤ タイプや型ごとに整理されていた事業計画期間について、以下のとおり見直し。

従来

	類型	事業計画期間
地方創生推進タイプ	先駆型	5 か年度以内
	横展開型	3 か年度以内
	Society5.0型	5 か年度以内
地方創生拠点整備タイプ	当初予算分	原則 3 か年度以内（最長 5 か年度）
	補正予算分	1 か年度以内
地方創生整備推進交付金	—	5 か年度以内（2 か年度の延長可）

今後

	類型	事業計画期間
第2世代交付金	ソフト事業	原則 3 か年度以内（最長 5 か年度） ※ 4 年目以降の事業期間の延長を申請する場合は、審査を実施（11ページを参照）。
	拠点整備事業	原則 3 か年度以内（最長 5 か年度）
	インフラ整備事業	原則 5 か年度以内（最長 7 か年度） ※ 事業計画期間については、事業の性質に応じて、事前にご相談ください。

第2世代交付金における制度の概要⑥

（6）総合的アウトカム指標の設定方法の見直し

- 総合的なアウトカム指標については、**地域の多様な主体の参画を得て、地方公共団体の事業目的に沿った指標を設定。**

従来 総合的なアウトカムは、原則として以下の指標を設定

事業分野	総合的なアウトカム（事業・施策の全体効果）
農林水産（しごと創生）	地域における農林水産就労者数 又は 地域における農林水産出荷額
観光振興（しごと創生）	地域における観光消費額
ローカルイノベーション（しごと創生）	地域における新規雇用者数
地方への人の流れ	地域へのUIターン数
働き方改革	地域における人口一人当たりの労働生産性
まちづくり	地域の人口・世帯数



今後 **地域の多様な主体の参画を得て、事業ごとに目的の達成や効率的な執行を担保できるような指標を設定**

基本的な視点		留意点
①	「客観的な成果」を表す指標であること	・ 成果・効果を捉えたアウトカム指標であること ・ 主観的でない、定量化されたKPIであること
②	事業との「直接性」のある効果を表す指標であること	・ 達成を目指す目標と交付金事業のKPIとの因果関係が明確であること ・ 交付金事業によって現れた成果だと説明できるKPIであること
③	「妥当な水準」の目標が定められていること	・ 到達を予見できる低い水準のKPIを設定しないこと ・ 費用対効果の観点からも妥当なKPIとなっていること

第2世代交付金における制度の概要⑦-1

(7) 継続事業の取扱い

- 旧地方創生推進タイプ及び旧地方創生拠点整備タイプの継続事業については、地方公共団体が、**新制度に基づいて申請するか、旧制度に基づいて申請するか選択することを可能とする。**
⇒ 新制度を選択する場合は、新制度の要件を満たす必要あり。
- なお、従来の地方創生整備推進交付金については、経過措置として、令和6年度までに認定された地域再生計画に基づく事業の申請を検討している自治体は、旧様式での申請を受け付ける。

【継続事業の申請方法に係る主な違い】

	【旧制度】に基づき継続申請する場合	【新制度】に基づき継続申請する場合
様式	➤ 旧様式を使用	➤ 新様式を使用
交付上限額	➤ 旧制度の各タイプの交付上限額 ※ 旧制度に基づく、事業費の増額申請は可能。	➤ 新制度の交付上限額（P7参照） ※ 新制度に基づき申請する他の事業の申請額と合わせて、新制度の自治体ごとの交付上限額の範囲内に収めること。
事業計画期間	➤ 現状の事業計画期間まで ※ 地方創生拠点整備タイプ（当初予算分）については、事業の進捗状況により、最長5か年度まで延長可能。	➤ 原則3か年度以内（最長5か年度） ※ ソフト事業について、4年目以降の事業計画期間の延長を申請する場合は、審査を実施。
その他	➤ 地方創生推進タイプ（Society5.0型）・地方創生拠点整備タイプ（当初予算分・補正予算分（基金））の継続・変更事業における有識者審査は引き続き行う（書面審査）。	➤ 地域の多様な主体の参画の記載を必須とする。 ※ 新制度移行後の初年度が終了した時点で、地域の多様な主体の参画による効果検証及び改善方策への反映を行うことを前提として、本募集回においては、今後、地域の多様な主体がどのように参画し、PDCAサイクルを運用していくのかを記載することも可能とする。

※ ソフト事業に係る事業計画期間の延長については、令和6年度で事業計画期間が終了する事業も対象とする。

第2世代交付金における制度の概要⑦-2

ソフト事業の事業計画期間の延長の取扱い

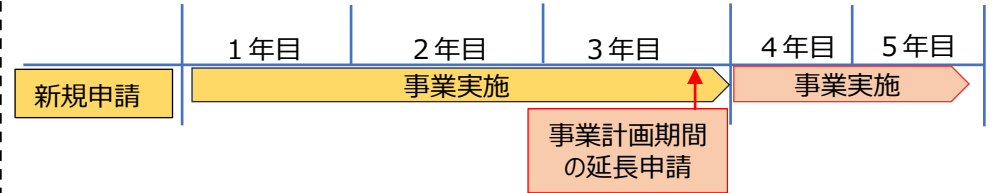
- 新制度の事業計画期間は、原則3か年度以内とする。
- ただし、地域の多様な主体の参画による適切なPDCAサイクルによる事業の評価・改善が行われており、事業効果の発現までに時間を要すると認められるソフト事業については、2か年度までの事業計画期間の延長申請を可能とする。

【新制度に基づき継続申請する場合】

様式	➤ 新様式を使用
交付上限額	➤ 新制度の交付上限額 ※ 新制度に基づき申請する他の事業の申請額と合わせて、新制度の自治体ごとの交付上限額の範囲内に収めること。
事業計画期間	➤ 原則3か年度以内（最長5か年度） ※ ソフト事業について、4年目以降の事業計画期間の延長を申請する場合は、審査を実施。
その他	➤ 地域の多様な主体の参画の記載を必須とする。

●ソフト事業の事業計画期間の延長の取扱い

【延長申請のイメージ】



<基本的な考え方>

第2世代交付金については、将来的に本交付金に頼らずに、事業として自走することを前提としており、事業計画期間は原則3か年度以内とする。

一方で、地域の多様な主体の参画による適切なPDCAサイクルによる事業の評価・改善が行われており、事業効果の発現までに時間を要すると認められるソフト事業については、2か年度までの事業計画期間の延長申請を可能とする。

<要件>

- ① 事業計画期間の延長について、地域の多様な主体の参画による評価の内容を踏まえたものであり、当該評価の内容を踏まえた事業の見直しが図られていること。
- ② 当初の事業計画期間のKPIの目標値を1つ以上達成（見込みも可）していること。

<延長申請時期>

当初の事業計画期間が終了する直前の募集回

第2世代交付金における制度の概要⑧

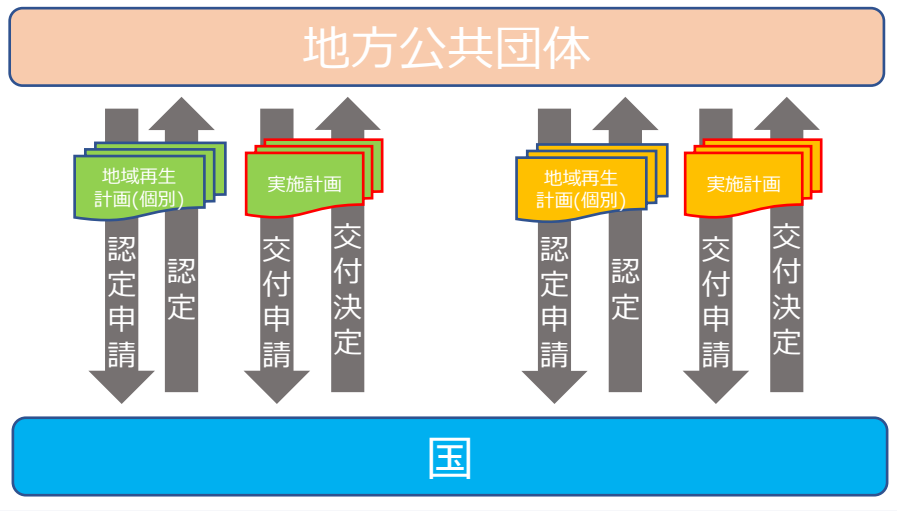
(8) 地域再生計画の認定について

- 第2世代交付金を活用する事業に係る地域再生計画の認定手続を簡素化し、**「包括的な認定」の仕組みとする。**
- これに伴い、第2世代交付金を活用する事業に係る地域再生計画については、**原則1地方公共団体につき1地域再生計画の作成で足りる。**

従来

- 1実施計画につき1地域再生計画を作成し、認定を受ける。

(例) 交付金を活用する実施計画を2つ申請する場合



今後

- 自治体ごとに1つの包括計画を作成し、認定を受ける。

(例) 交付金を活用する実施計画を2つ申請する場合

